

肥料価格高騰により影響を受けている農業者の皆様へのお知らせ

令和5年度 山口県肥料価格高騰対策支援事業

(※国の肥料価格高騰対策事業とは異なります。)

肥料価格高騰の影響に対して、たい肥の利用など化学肥料の使用量低減に取り組む県内農業者の皆様の持続可能な農業経営を支援するため、**肥料の価格高騰分の一部費用を支援**します。

たい肥の利用などによる
化学肥料の使用量低減とは？

①たい肥の利用 ②有機質肥料の利用 ③局所施肥 ④その他

支援内容

※国の肥料価格高騰対策事業との重複申請が可能です。※市町の支援事業については市町にお問い合わせ下さい。

対象経費

農業者が購入し、事業対象年度に使用する肥料の価格高騰分の一部

対象者

県内に住所を有し、県内で作物の生産を行う農業者であって、10a（施設花きは2a）以上の作付面積を有すること。

対象作物

令和5年度に販売を目的に作付けされ、購入した肥料を使用する作物

助成金額

同農地で複数回作付けした場合でも1作のみの面積に対して

水稻、大豆、麦等の土地利用型作物

1,000円/10a（10a以上を対象とし、10a単位で切り捨て算出）

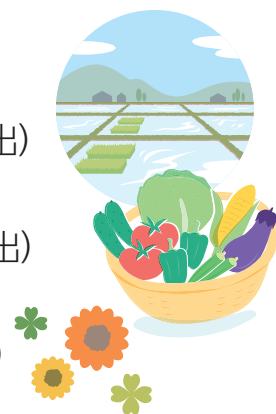
野菜、果樹、茶等の園芸作物・工芸作物

2,000円/10a（10a以上を対象とし、10a単位で切り捨て算出）

施設花き

5,000円/10a（2a以上を対象とし、1a単位で切り捨て算出）

※助成金の振込手数料は申請者負担となります。



申請方法

申請期間

令和5年8月21日 [月] ~ 令和5年10月31日 [火]

※混雑が予想されますので、事前に提出先へお電話頂きますようお願い致します。

提出書類

- ①申請書（様式第1号）、チェックシート
- ②作付（予定）の確認書類
（水稻細目書（写）、農業委員会が発行する耕作証明書（写）、農業共済加入承諾書（写）等）
- ③振込先が確認できるもの（通帳の見開きページ等の写し）

申請書様式

JA山口中央会ホームページからダウンロード
又は 最寄りのJA営農センター、農林水産事務所農業部、
市町農政担当課で入手

提出先

最寄りのJA営農センター、農林水産事務所農業部、
市町農政担当課に持参。裏面（ ）内に表示。

相談窓口

裏面をご覧ください

相談窓口（提出場所）

- JA山口県 南すおう統括本部 営農センター
（南すおう統括本部 営農センター） TEL 0820-22-9787
- 柳井農林水産事務所 農業部
（山口県柳井総合庁舎 3階） TEL 0820-25-3292
- 周南農林水産事務所 農業部
（山口県周南総合庁舎 5階） TEL 0834-33-6453
- 柳井市 農林水産課
（柳井市役所 3階） TEL 0820-22-2111（内線352）
- 田布施町 経済課
（田布施町役場 2階） TEL 0820-52-5805
- 平生町 産業課
（平生町役場 2階） TEL 0820-56-7117
- 上関町 産業観光課
（上関町役場 2階） TEL 0820-62-0360
- 光市 農林水産課
（光市役所 2階） TEL 0833-72-1494

事務局

JA山口中央会 農政対策部 TEL 083-973-2247
ホームページ <http://www.ja-yamaguchi.jp/jigyou23.html>



JA山口中央会
ホームページ